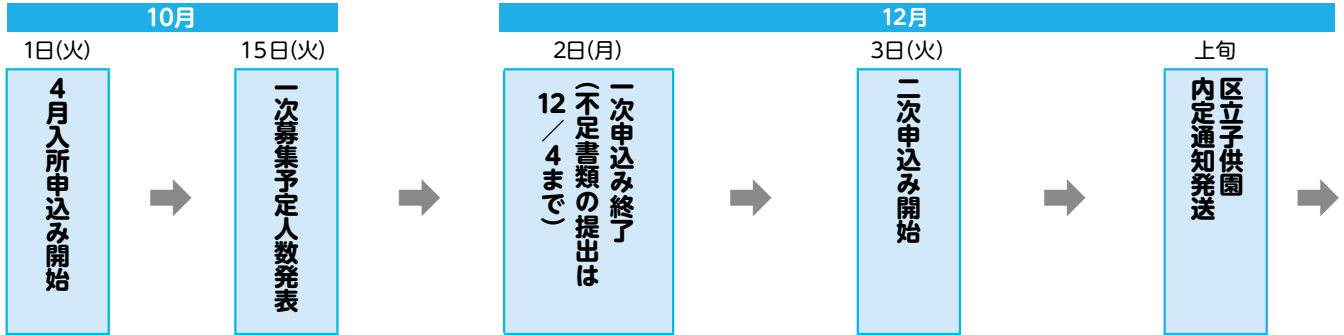


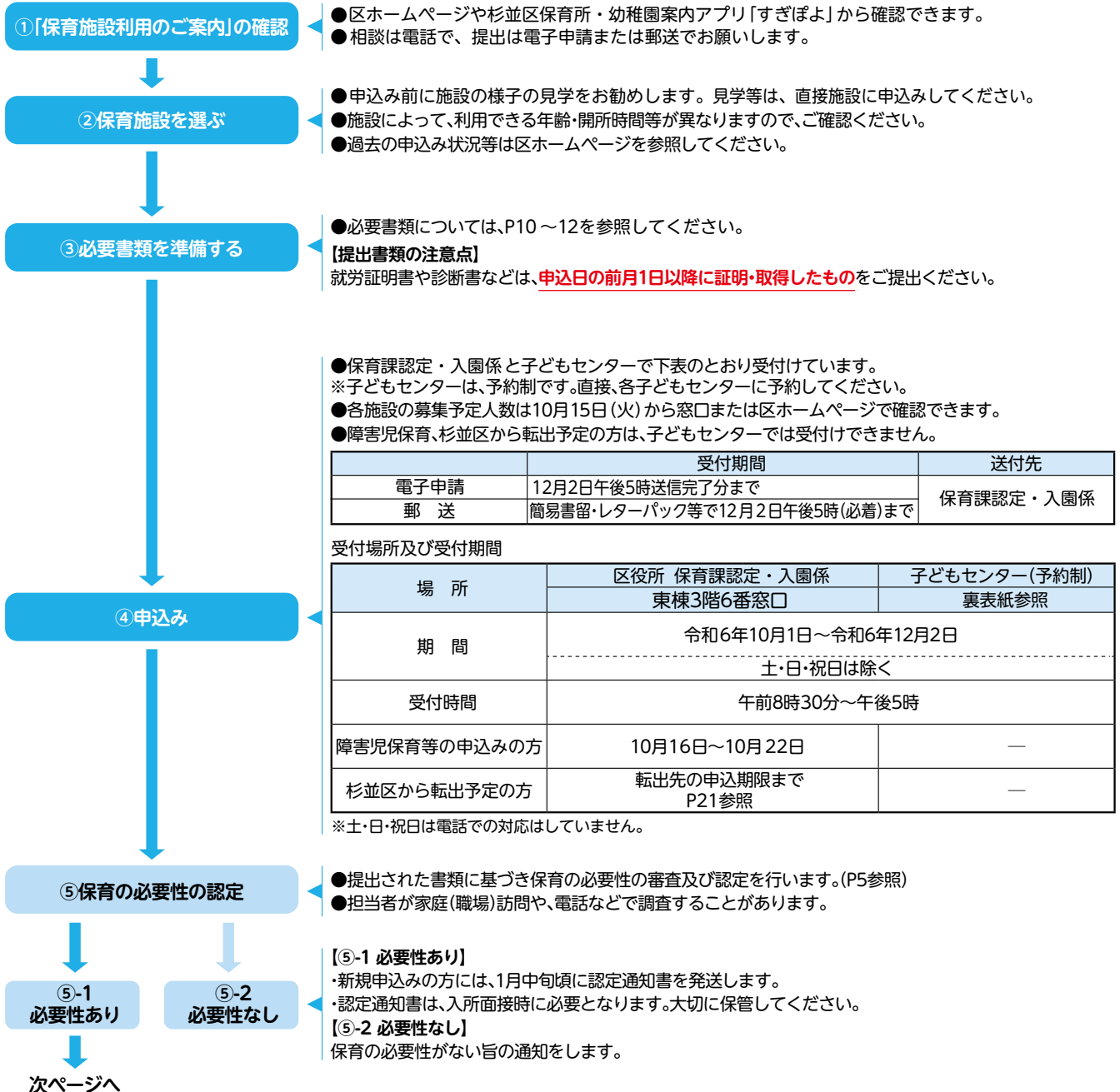
2 認定申請及び入所・転園申込みから決定までの流れ

[1] 令和7年4月入所

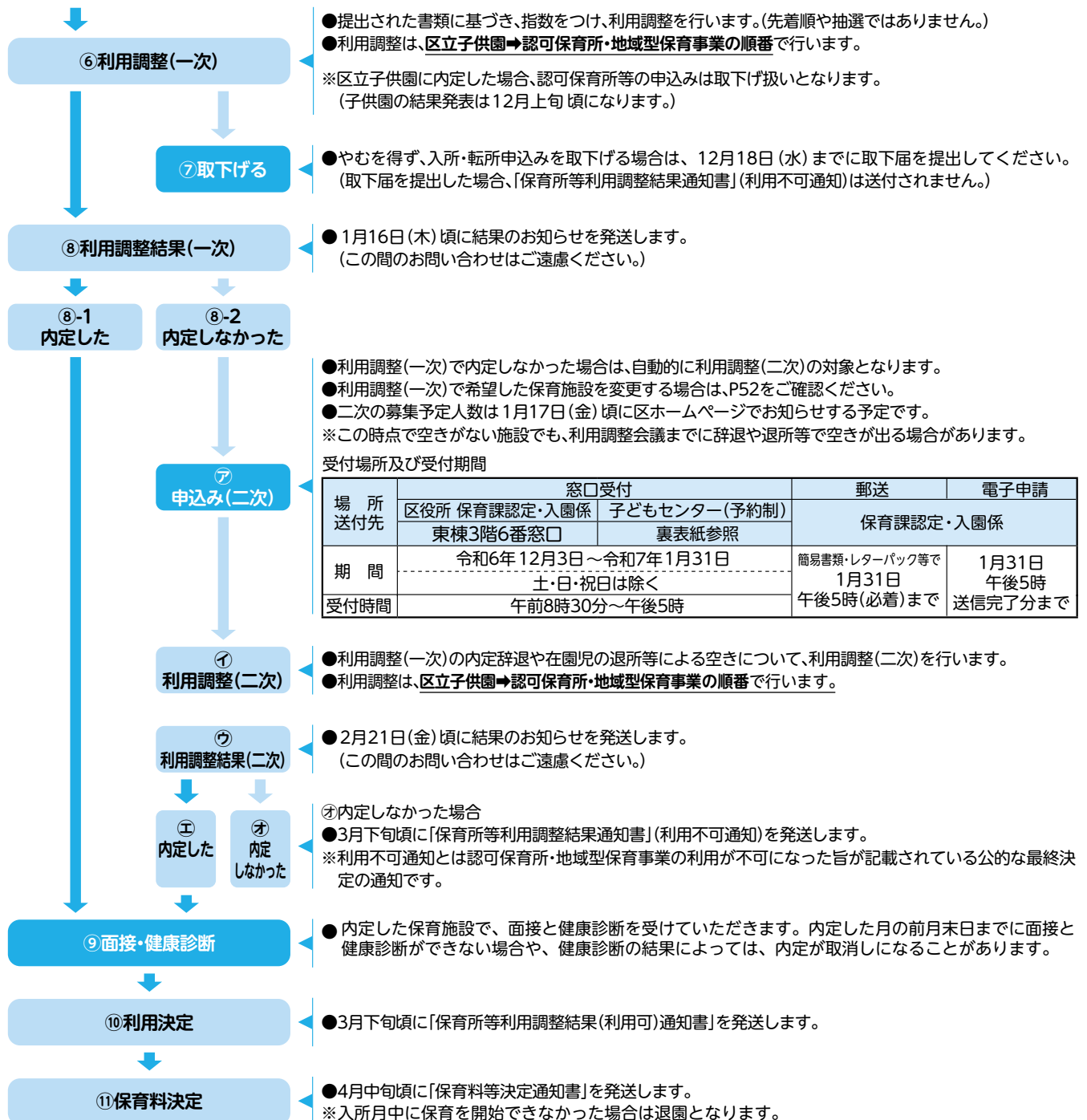
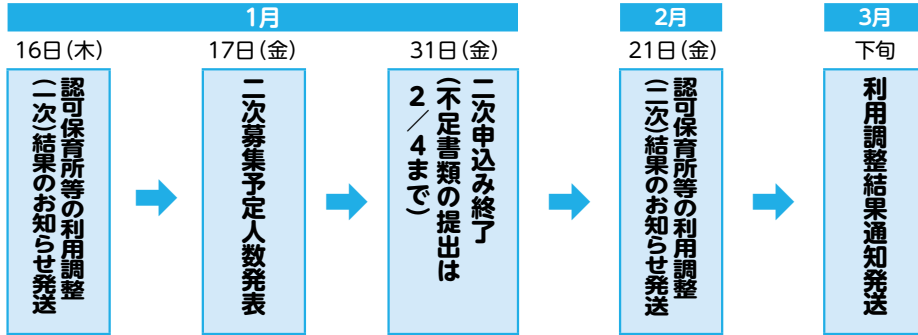
令和6年



具体的な流れ及び注意事項



令和7年



【2】令和7年5月～令和8年2月入所 ※3月入所の募集はありません。

- 募集予定人数は入所希望月の前々月末頃に区ホームページ「保幼(ぼよ)ナビ」でお知らせします。ただし、1・2月入所の募集予定人数は、申込締切日が早いためお知らせできません。
掲載時点で空きがない施設でも、利用調整会議までに退所等で空きが出た場合は、利用調整を行います。
- 申込有効期間は申込日から6か月間です。(次ページ表2参照)
- 障害児保育、杉並区から転出予定の方の申込みは、各子どもセンターでは受け付けできません。

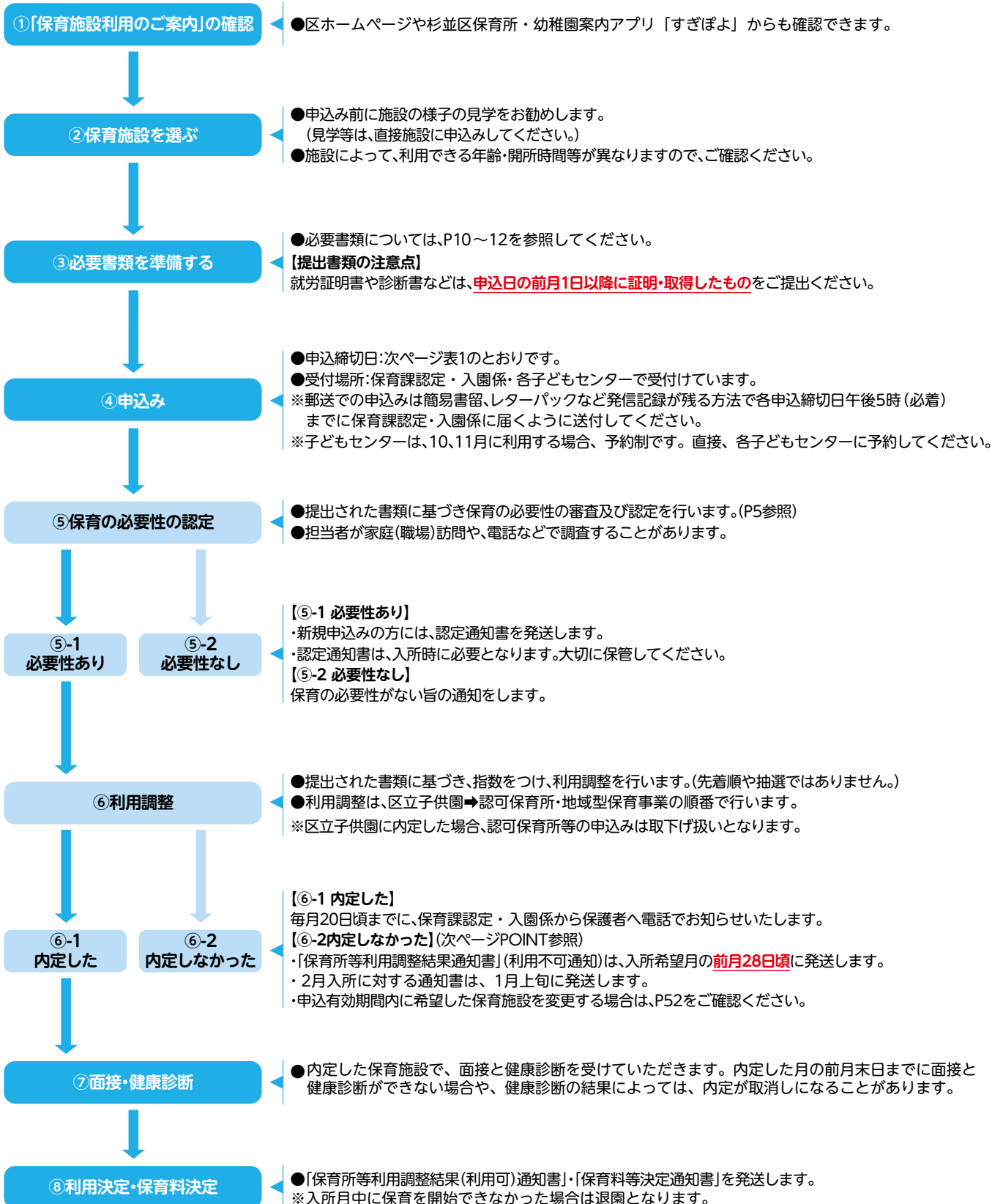


表1【申込締切日】 ※申込締切日の午後5時送信完了分まで

入所希望月	申込締切日
令和7年5月入所	令和7年4月10日(木)
6月入所	5月12日(月)
7月入所	6月10日(火)
8月入所	7月10日(木)
9月入所	8月12日(火)
10月入所	9月10日(水)
11月入所	10月10日(金)
12月入所	11月10日(月)
令和8年1月入所 ※1	
2月入所 ※1	
3月入所	3月入所の募集はありません

※1:1・2月入所の申込締切日が他の月に比べて早くなっております。

表2【申込有効期間】

申込書提出日	申込有効期間
令和6年11月	令和7年5月入所分まで
12月	6月入所分まで
令和7年1月	7月入所分まで
2月	8月入所分まで
3月	9月入所分まで
4月	10月入所分まで
5月	11月入所分まで
6月	12月入所分まで
7月	令和8年1月入所分まで
8月	2月入所分まで
9月	
10月	4月入所分まで
11月	5月入所分まで
12月	6月入所分まで

- 申請書類は、提出後不足書類があった場合は、申込締切日から2開庁日後の午後5時までに提出されたものを、当月の利用調整に反映します。それ以降に提出された書類については、翌月以降の利用調整から反映します。
 - 申込有効期間中は、自動的に利用調整の対象となります。
 - 入所・転所の内定が出ると、申込有効期間に関わらず、翌月以降は取下げ扱いとなります。
 - 内定後、再申請時は改めて全ての書類の提出が必要です。
 - 申込有効期間中に、希望保育施設変更等申込み内容を変更する場合は、P52を参照してください。
- (例)6月に7月入所の申込みをした場合
- ・7月入所で内定しなくても、12月入所分までは、自動的に利用調整の対象となります。
 - ・その間に希望した保育施設に空きが出た場合は、⑥利用調整が行われます。

【年度途中の申込みと、翌年4月の申込みを両方提出する方へ】

- 1月、2月の利用調整は、4月申込みの締切後となります。
- 12月、1月、2月の利用調整で内定が出ると、その内定した施設に入所となるため、4月入所申込みは取下げ扱いとなります。

POINT

「保育所等利用調整結果通知書」(利用不可通知)について

- 利用不可通知には第1希望及び第2希望以下の利用調整上の指数(基準指数+調整指数の合計)が記載されます。
- 最初の入所希望月分のみ、利用不可通知を発送します。
- 上記以降の月の通知が必要な場合は、必要な月の申込締切日までに「保育所等利用申込書 兼 教育・保育給付認定・施設等利用給付認定申請書」の提出が必要です。ただし、その場合有効期間は延長されません。
- 利用不可通知は、入所希望月の前月28日頃に発送します。2月入所に対する通知書は、1月上旬頃に発送します。

MEMO